

最低制限価格等の設定について

工事の品質確保等、契約の適正な履行を確保する観点等から、建設工事における最低制限価格及び最低入札調査価格（以下、「最低制限価格等」という。）を設定する。最低制限価格等の算出方法は下記のとおりとする。（ただし、単価契約、解体工事のほか、特別なものは除く。）

なお、算出した額（税抜）に1万円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額に100分の105乗じた額を最低制限価格等とする。

$$\left( \text{直接工事費} \times 0.90 + \text{共通仮設費} \times 0.90 + \text{現場管理費} \times 0.65 + \text{一般管理費} \times 0.30 \right) \times 105 / 100$$

直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費は、予定価格（税抜）算出の基礎となった額とします。ただし、この算出による額（税抜）が予定価格の10分の8.7を超える場合は、予定価格の10分の8.7とし、また、予定価格の10分の7に満たない場合は、予定価格の10分の7とし、それぞれ1万円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額に100分の105を乗じた額を最低制限価格等とします。